第五条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（電子情報処理組織による申請等）」を付し、同条第一項中「第六項」を「第七項」に改め、「規定による」を削り、「除く。」を「除く。以下この条において同じ。」に、「同条第二項」を「前条第二項」に、「事項」を「事項（次項及び第四項において「申請書面等記載事項」という。）」に改め、同項第一号中「次条」を「第六条第三号」に改め、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の書面等に記載すべきこととされている事項」を「申請書面等記載事項」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これら」に改め、「次に掲げる方法」の下に「（前項の申請等を行う場合には、第二号に掲げる方法）」を加え、同項第一号中「送信し、又は提出する」を「送信する」に改め、同項第二号中「次に」を「前項各号に」に、「送信し、又は提出する」を「送信する」に改め、同号イ及びロを削り、同項第三号中「送信し、又は提出する」を「送信する」に改め、同項第四号中「第二号イ及びロ」を「前項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、前項の規定により申請書面等記載事項を入力して送信する方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合には、同項の規定にかかわらず、前条第二項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、特定電子計算機から、同条の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して、申請書面等記載事項をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録（次に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）に記録された当該申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信することにより、当該申請等を行うことができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一　解像度が、日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。）Ｚ六〇一六附属書Ａの４・１・２に規定する一般文書のスキャニング時の解像度である二十五・四ミリメートル当たり二百ドット以上であること。

二　赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ二百五十六階調以上であること。

第五条の次に次の一条を加える。

第五条の二　電子情報処理組織を使用する方法により申請等（国税庁長官が定めるものに限る。以下この条において同じ。）を行う者は、前条の規定にかかわらず、認定特定電子計算機（特定電子計算機であって国税庁長官の定める基準に適合するものであることにつき国税庁長官の認定を受けたものをいう。）に備えられたファイル（以下第三項までにおいて「特定ファイル」という。）に当該申請等に必要な情報（以下同項までにおいて「申請等情報」という。）を記録し、かつ、税務署長に対して、当該特定ファイルに記録された当該申請等情報を閲覧し、及び国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与することにより、当該申請等を行うことができる。この場合において、当該申請等については、当該特定ファイルに当該申請等情報が記録された時又は当該権限が付与された時のいずれか遅い時に、国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該申請等情報が記録されたものとして、情報通信技術活用法第六条第三項の規定を適用する。

２　前項の規定により特定ファイルに申請等情報を記録する場合におけるその記録に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

３　第一項の申請等を行う者は、特定ファイルに記録した申請等情報の電磁的記録を同項の権限を付与した状態で国税庁長官が定める期間保存しなければならない。

４　第一項の認定を受けようとする者（当該認定に係る電子計算機を管理する者に限る。第十項において同じ。）は、次に掲げる事項を国税庁長官に申請しなければならない。

一　当該認定を受けようとする者の氏名、住所又は居所及び法人番号

二　当該認定に係る電子計算機の名称

三　当該認定に係る電子計算機が第一項の国税庁長官の定める基準に適合することを証する事項

四　その他参考となるべき事項

５　国税庁長官は、前項の申請があった場合には、遅滞なく、これを審査し、当該申請に係る電子計算機について第一項の認定をし、又は当該申請に係る電子計算機が同項の国税庁長官の定める基準に適合しないと認めるときは、当該申請を却下する。

６　国税庁長官は、第一項の認定をした場合において、同項の申請等を行う者の利便性の向上に資すると認めるときは、当該認定をした電子計算機（以下この条において「認定電子計算機」という。）について当該認定を受けた者（以下この条において「認定事業者」という。）の氏名及び住所又は居所、当該認定電子計算機の名称並びに当該認定の日の公表をすることができる。

７　認定事業者は、第四項各号に掲げる事項に変更が生ずることとなったときは、遅滞なく、その旨を国税庁長官に届け出なければならない。

８　国税庁長官は、前項の届出があった場合において、第六項の公表をしている事項に変更が生じたときは、その旨、当該届出による変更後の認定事業者の氏名及び住所又は居所、その変更後の認定電子計算機の名称並びにその変更の日の公表をしなければならない。

９　国税庁長官は、第一項の認定をした後、認定電子計算機が同項の国税庁長官の定める基準に適合しなくなったときは、当該認定を取り消すことができる。

10　国税庁長官は、第五項又は前項の処分をするときは、第一項の認定を受けようとする者又は認定事業者に対し、その旨を通知する。

11　国税庁長官は、第九項の処分をした場合（第一項の認定につき第六項の公表をしている場合に限る。）には、その旨、認定事業者であった者の氏名及び住所又は居所、当該処分に係る認定特定電子計算機の名称並びに当該処分の日の公表をしなければならない。

第六条を次のように改める。

第六条　情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定める措置は、次に掲げる措置のいずれかとする。

一　電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申請等と併せて送信すること。

二　第四条の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して申請等を行うこと。

三　電子情報処理組織の使用に係る情報に個人番号カードを用いて電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を送信して申請等を行うこと。

四　税務署長に対して、前条第一項に規定する特定ファイルに記録された同項に規定する申請等情報を閲覧し、及び国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与して、同項に規定する申請等を行うこと。

（申請等において氏名等を明らかにする措置）

第八条第二項中「第二十五条の十の十一第六項」を「第二十五条の十の十一第七項」に改める。

第十二条中「もので」を「措置で」に、「をいう」を「とする」に改める。